

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【43】」

2. 日時：令和4年6月30日(木) 16時00分～16時45分、

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官※、西内安全審査官、
大塚安全審査官※、畠山安全審査官、中野安全審査官※、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長※、他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の岩野です。それでは、大飯発電所第 34 号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:11	それでは野瀬先日提出された資料の、
0:00:16	すいません。そうですね。6 月の 27 日に提出された資料の、
0:00:21	資料 1-2 の
0:00:28	19 ページのところをお願いします。
0:00:36	この 19 ページの資料の、検討項目っていうところの中にある保守点検の成立性の中に入っている定期取りかえって書いてあるんですけど、
0:00:46	この定期取りかえっていうのの期間が、節の中に入っていないので、この定期取替ってどれくらいの頻度で交換することを考えているのかというところを説明してください。
0:00:59	はい。関西電力吉田でございます。定期取替については、設置場所の環境も考慮して、現在 3 から 5 年程度というふうに考えてございます。
0:01:16	規制庁の今野です。その 3 から 5 年、設置がそう考えてっていうと、今発言があったんですけど、どういうことを考えて 3 から 5 年で交換しようとしてるかっていうところをもう少し詳しく説明してくだ
0:01:33	はい。関西電力吉田でございます。
0:01:36	衛藤大井発電所で過去 20 年間、感知器の故障実績調査しまして、その結果CV内は 19 件。
0:01:47	それ以外の場所では 94 件という故障が発生していると、いうことを把握してございます。この件数を、
0:01:57	感知器の設置個数に対しての故障率ということで置き換えた場合、格納容器内がそれ以外の場所に比べて、故障率は約 2 倍と。
0:02:09	ということがわかってございます。
0:02:11	このなぜ 2 倍なのかということですけども、2019 年から 2020 年にかけて、大飯発電所 3 号機でCV内の環境温度、
0:02:24	1 サイクル測定した結果がございまして、CVのオペフロ上部の環境運動については、40 度から 50 度、
0:02:35	実際は 45 度前後だったんですけども、そういう結果がえられておりまして、CVの外の一般的な温度が 30 度前後というふうにも考えても、10 度以上高いと。
0:02:51	いうことを確認してございます。ですので、CV内の感知器故障が多い原因、原因としては、この温度が 10 度以上高いと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	ということが主な原因で、内部の半導体の熱劣化が進行をする影響によるというふうに考えています。
0:03:13	一般的に、日本火災報知機工業会は 10 年ごとに感知器取りかえということを推奨しておりますけども、
0:03:24	これは一般的な環境運動を想定したものというふうに認識しております、それより 10 度以上、温度が高い、オペフロ上部については、
0:03:36	熱劣化も考慮して、アレニウスの重度ハンゲンソク、これを適用することを考えた場合、3 から 5 年程度と。
0:03:47	いう取替頻度が妥当であるというふうに考えております。
0:03:54	規制庁の今野です。3 から 5 年ニシ。
0:03:58	ちょっとその 3 から 5 年になった。
0:04:02	理由っていうところがちょっとよくわからなかったんですけど、今の話を聞き、お聞きしたところ通常 10 年で舗装率 2 倍だからその半分で 5 年、
0:04:15	よりもうちちょっと短いところで 3 から 5 年にしたってということですかそれとまたちょっと私の理解が違いますか。
0:04:22	関西電力吉田でございます。故障率 2 倍で、通常の 10 年から半分の 5 年という考えもありますけども、
0:04:33	実際に CV 内の温度測定しております、このオペフロ上部の環境運動が、一般的な環境運動よりも 10 度以上高いと。
0:04:45	いうところを掴んでおります。温度が
0:04:49	半導体措置の劣化を進行させるというそういう知見ありますんで、通常使われている。
0:05:00	あれ入室の重度ハンゲンソク温度が 10 度上がれば、寿命が半分になるというそういう経験則を用いて、
0:05:11	3 から 5 年程度というふうに考えているところでございます。
0:05:24	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。所長。
0:06:11	はい。規制庁の今野です。お待たせしました。ちょっと 1 点だけ確認をしたいんですけど、今
0:06:17	CV の中で 40 人の温度が 45 度ってところの話があったんですけど、その CV の中で使う香月は、45 度に、
0:06:27	感知器のスペック上対応した感知器を使う。
0:06:31	ていうことでいいんですよね。ちょっとそこだけ確認をさせていただければと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:40	関西電力熊倉です。ご認識の通りで、45 度の対応したものを使用する予定です。
0:06:49	はい。規制庁の今野です。承知しました。それでは何年頻度のところについては、ちょっとその総頻度を決定した理由も含めて、
0:07:01	補足説明資料の中に追加をしていただきたいと思います。関西電力の方はよろしいでしょうか。
0:07:09	はい。
0:07:10	関西電力熊倉です。
0:07:12	承知いたしました。
0:07:15	はい。ありがとうございます。市長鈴木です。今野さん私ちょっと聞きたいんですけどいいですか。はい。規制庁の岩間です。お願いします。
0:07:24	規制庁都築です。
0:07:28	今の環境条件の
0:07:31	代用品ですよねっていうところなんですけど、
0:07:37	特段
0:07:39	通常使う。
0:07:41	一般的に
0:07:45	ビルだとかで使うような、
0:07:49	環境条件に対して先ほど 10 度以上高いところっていうお話でしたけど、
0:07:57	今一方で関西電力、
0:08:02	ワー
0:08:05	感知器そのものを、
0:08:08	安全設備として定義するということを言われているんですけど、
0:08:15	そうすると、十四条、技術基準十四条に行こうとして、
0:08:21	想定される環境温度に對しておいてその機能を発揮することができるという、
0:08:27	こと等、それから安全機能の重要度分類指針に照らして、
0:08:34	安全設備等、定義するというふうに、
0:08:37	一応説明されてたと思うんですけども、
0:08:40	そこで求められる信頼性という観点で、
0:08:45	今の
0:08:47	交換頻度だとかそういったものも含めて、
0:08:52	適切であるという、
0:08:55	そういう、
0:08:57	判断をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:59	使用しているものであると思ってよろしいですか。
0:09:10	関西電力熊倉です。
0:09:12	今のご説明、
0:09:14	していただいたご認識の通りでございます。
0:09:20	規制庁杉です。そうすると、今の説明は、添付資料の健全性の説明書として、
0:09:29	3 ポツの系統ごとの設計上の考慮等のところで、
0:09:35	CVの中と外っていうので何か知らん情報が書き分けられるんでしょうか。
0:09:42	これ、書いてくださいって言うてるわけじゃなくて我々
0:09:46	安全機能の重要度分類を持っているっていうところについては、ちょっとまだわからないので、
0:09:54	事業者としてはそれを持っているというふうに定義して、それについて設計をしているってことですので当然のことながら、申請書にはその辺が記載さ0るのかなあというふうに思うんですけども。
0:10:06	その辺はいかがですか。
0:10:13	関西電力の小森でございます。
0:10:16	えっとですね
0:10:18	申請書自体は変える必要ないと思ってましてなぜかといいますと、実際の物自体のスペックは、シーブイ内であっても、それ以上のものをつけますので機能を発揮します。
0:10:33	吉澤が申し上げた重度ハンゲンソクで寿命に達するというのはその感知器のこの寿命を考える場合に、やはり環境温度が高いと、壊れやすいと。
0:10:46	いうことを考えて、取りかえ周期を短くすると申し上げたものでございまして、そしてCV内に置くものが温度高いから持たないとか、そそういう意味ではないので、
0:11:01	新設時申請書自体の変更は必要ないのかなというふうに考えてございます。以上です。
0:11:10	規制庁スズキそれは17条2項として
0:11:15	環境条件に対してちゃんと機能するよってことを言われて、今説明されたと思うんですけども。
0:11:23	もう1点
0:11:25	安全機能の重要度分類を、
0:11:28	指針に照らして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	安全機能を持たせていることで、安全設備だというふうに、
0:11:37	説明をされていると思うんですけどそちらの安全機能の重要度分類指針においては、グレードごとで信頼性を求めているんですけども、その信頼性という観点で今言った、
0:11:49	故障率が若干高いだとかってところの設計上の配慮っていうのはなされないんですかっていうもう一つ、二つ目の質問のところはいかがでしょうか。
0:12:08	関西電力角田です。
0:12:10	あと少々お待ちいただけませんかでしょうか。
0:12:14	はい、承知しました。
0:12:56	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。先ほど藤スズキ様から、土肥があった点でございますけれども、十四条に照らしてというところからかみ砕いてですね、
0:13:09	安全重要度分類に照らしてというところでございます。火災感知器につきましてはクラス分類でMSさんということで、福田さんでございますので、
0:13:21	グレードで申し上げますと、一般産業品相当というところでございますけれども、今回の場合はですね、その中で使用する環境条件に照らして、
0:13:34	交換の周期について考慮を払うといったところでございます。
0:13:40	以上でございます。
0:13:44	規制庁鈴木です。
0:13:47	今のお話からすると、機能が求められている期間において故障が起きないように、
0:13:55	配慮した交換の周期をされるということでよろしいですか。結局、機能が失われている。
0:14:05	決まってから交換するとなると、機能を求められている時間は外さないといけないと思うんですけども、
0:14:15	その周期の考え方っていうのは、もう少し、
0:14:20	原子炉の状態。
0:14:23	含めて、ちょっと補足していただけますか。
0:14:34	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。今おっしゃられた点につきましてはですね、もともとの感知器に対する工業会の10年という所、取替周期もですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	それでもってその 10 年の境目に機能を失うというものではなくて、機能を維持されることを考慮しつつですね、定期的な取りかえが推奨されているものと理解してございます。
0:15:02	私どももですね、それに対して温度を勘案して、3 から 5 年といったところで物を取りかえていくわけですが、その緩和機能が維持されていることを、私どもとしても期待しているものでございます。
0:15:17	以上でございます。
0:15:23	規制庁都築です。その結局交換するタイミング等は、先ほど言った機能が期待し、しなくてもいいかもしくは、その機能を失っていてもいい期間が何かあって、
0:15:37	その期間内に交換するという何か制約を考えられているのかどうかちょっとその辺を、
0:15:44	説明してもらいたいですけどこれ我々が安全機能持たしてくださいって言うてるわけでも何でもなくて、そこについては、いまだに我々は納得できてないところではあるけれども、関西電力が、
0:15:57	安全機能を持っていると言っているので、その機能を、
0:16:02	公開資料センター機能を失うことになると思うのでその機能をそうしてる間の、
0:16:08	その扱いだとかっていうところにも配慮された交換をなされると思うんですけれども、
0:16:14	その辺の説明が今ちょっとやっぱり足りてないかなって気がするんですけれども、いかがでしょうか。
0:16:22	はい。関西電力吉田でございます。交換時期については、炉心に燃料がないモード外のタイミングで実施することを考えてます。
0:16:35	規制庁鈴木です。その話だと結局、CVの中に放射性物質を貯蔵している状態に対する説明が特段ないんですけれども、
0:16:47	CVをオープンしてるときは、CVの中のそのサンプルだとかの貯蔵機能だとかそういったものについては、特段配慮しなくていいで何かしらの中、
0:16:58	運転上の対象みたいなものがあるんでしょうか。
0:17:06	すいません関西電力の小森ですけれども、まず当該のですね、感知器が必要なのは、再循環ファンが止まって、
0:17:17	Cvそう廃棄になっている期間というふうに考えてございます。
0:17:23	その期間っていうのは、当然、必要期待している期間ですので、その機会には交換はしません。
0:17:33	今モード外と申し上げたのは、燃料がなくなって、燃料がなくなれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:43	CV内で現象事故は起こる可能性はありませんので、
0:17:49	CVバウンダリの各機能を確保する要求はないというふうに考えてございますので、その期間に感知器を交換することは、
0:18:01	必要な機能以外の期間での交換というふうに考えてございます。
0:18:06	これでお答えになっていますでしょうか。
0:18:09	規制庁スズキでちょっとこれまでの説明と違うので、
0:18:12	燃料取り出した。
0:18:15	取り出す取り出さないに関しては、原子炉DCの機能の、
0:18:20	担保のために、
0:18:22	燃料取り出した後はそこは機能を必要としないので、そこは、火災としても、まず配慮をしなくても、
0:18:31	原子炉の安全性を損なうことはないですよってそれは理解できるんですけども一方で、CVの中に放射性物質を貯蔵。
0:18:42	するものがあって、そこで、
0:18:48	そのチームの中で火災が起きたときにはそのときには、放射性物質が放散される可能性があるんでそれはシーブイで放散しないように、
0:18:58	していますという説明だったと思うんですけども。
0:19:03	ただ、一方でCVの中に貯蔵されている状態っていう、
0:19:09	ところにおいて燃料を取り出しても取り出さなくても、同じだというふうにこれまで説明を聞いていたんですけども、ちょっとそこと説明が違うと思うんですが、いかがですか。
0:19:37	関西電力吉田でございます。このCVオペフロ上部の感知器については、プラントが停止して、再循環ファンがと止まってから、
0:19:50	燃料取り出しまでの間に、必要な
0:19:55	感知器であるというところで、これまで議論してきたと認識してるんですけども、
0:20:03	その燃料取り出した後も、機能が必要という、
0:20:08	ところについて、
0:20:11	どのタイミングで今そんな発言があったのか、ちょっとこちらも記憶がないので、ちょっと教えていただけますでしょうか。
0:20:21	規制庁の鈴木です。CVの中に放射性物質を貯蔵しているものは何ですかって、お聞きして回答していただいたときに、
0:20:32	現象容器の中に燃料があるっていうのはこれは当然だと思ってて、
0:20:38	それ以外はないのかなと思ってたんですけども、関西電力からはCVシャンプーが貯蔵する設備ですっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	説明があったので、お聞きしてるんですけども、その説明は、私の記憶違いですかね。
0:20:57	それがない、ないっていうんだったらあの資料をちょっと確認して、削除していただいた方がいいと思うんですけど。
0:21:10	関西電力熊倉です。少々お待ちください。
0:24:20	関西電力熊倉です。今鈴木さんの方がおっしゃっていただいたのは、以前のヒアリングで使用していた、保安水準を確保できる理屈等を整理した整理表の中の、
0:24:35	放射性物質を貯蔵する機器等として、
0:24:39	記載しているところ。
0:24:41	をさしておっしゃっていただいているのでしょうか。ちょっとその点を書かさせていただきたいんですけどもスズキですすみません記憶でしゃべっていたので、何日のヒアリングの資料ですか。
0:24:53	今見られているのは、
0:25:18	関西電力熊倉です。
0:25:21	前回の審査会合の資料になる、なります。5月17、
0:25:29	ちょっとお待ちください。
0:28:11	規制庁都築ですお待たせしました。
0:28:15	明確に何かここに、
0:28:19	どれだっというふうには書いておかでかいんだっというので書いちゃん と見えないんですけども、
0:28:27	保安水準を適用する場合ご飯水準が確保できる理屈の中で、
0:28:34	放射性物質を貯蔵する機器等あり、
0:28:37	これのありの具体的な
0:28:41	ものは何ですかってお聞きしていたときに、先ほど私が、
0:28:47	言ってたような説明をされていたと記憶しています。
0:30:05	規制庁それで先ほど私が言った話は聞こえてましたでしょうか。
0:30:12	あ、関西電力吉田でございます。話は聞こえております。で、こちらで考 えているのは、感知器の交換というのは、すぐできる作業でして、
0:30:27	また時間にできると。その時は作業員が当然CV内の中に入って、感知 器を取りかえますんで、火災が起これば、作業員が、
0:30:40	発見することができる、人による感知がこれに期待できるというところ で、火災感知機能としては、喪失しないというふうに考えてます。
0:30:55	規制庁鈴木です。理解しましたそれなので、
0:30:58	先ほど、5年より若干短くなる可能性はあるけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	予測をした上で3年から5年ぐらいで、
0:31:14	取りかえることで、機能を喪失することはないでしょう。つまり信頼性はそういったところで担保されますという、
0:31:23	説明ということですね。
0:31:28	はい。関西電力吉田でございますその通りでございます。
0:31:32	規制庁都築です理解しました。
0:31:39	先ほど今野が聞いた
0:31:43	3年から5年の理由のところのあたりは
0:31:47	説明されると思いますので、それが入ってれば、特段私はこれ以上聞くことはありません。以上です。
0:31:59	監査委員の熊倉です。承知いたしました。
0:32:05	廃棄性状のようなやつを持たせました。すいませんちょっともう1、幾つかちょっともう1点数点確認したいんですけど。
0:32:12	ちょっと今の定期取替の話は承知しましたその上で、資料の1-2の19ページのところの、
0:32:21	評価のところの案の2の評価のところでは、
0:32:25	保守点検作業時に、足場の設置が必要でありっていうところで、その保守点検作業の時のに違いがありますって話をされていて、
0:32:36	これは念のための確認なんですけど一番後ろのページの、すいません
0:32:43	資料の40ページのところで、
0:32:46	取りかえのときに、
0:32:49	こういう、これぐらいの日数の違いがありますってところが書かれてるんですけど、あわせてその感知器を設置する際にも、作業日数の違いがあるように書かれていて関西電力としてこの作業を
0:33:01	感知器を設置するとき、日数が違うってところは問題視をしていないのかどうか、その
0:33:08	もしその、
0:33:09	どういう違いがあって、取りかえのときだけは記入をしていて、設置の時は特に気にしていないのかというそのこの違いのところを説明してもらってもいいですか。
0:33:36	関西電力吉田でございます。設置時の作業日数の違いについても、こちらで巻きにしていますけれども、それより保守点検時の、
0:33:47	作業日数の違い、こっちの方がより気になるといいますか、菅こちらで懸念しているところでございます。
0:34:02	規制庁のようなですちょっと理由は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:05	あんまり何か回答されていなかったようにもお見受けします。
0:34:08	しますが、関西電力としてはとにかく気にしているのは、設置のときではなくて、取りかえのときの作業日数のところが気になっていると、そういうふう理解をしました。
0:34:22	すいませんこれ
0:34:24	奥田でございます。1点補足ですけども、今は案1と案2の作業日数の違いについてでして、案3は、設置時も含めて、
0:34:39	ちょっとこちらでは、採用できないというふうに考えているところでございます。
0:34:50	すいません規制庁の山名です。資料の19ページのところの評価結果のところだと、安野さん以降についても保守点検時の作業時に島貫が必要でありっていうふう書いてあって、
0:35:01	設置時のことは書いてないように思うんですけど、今の発言と資料って一致しないように思うんですけどその点はいかがですか。
0:35:16	関西電力の小森でございます。
0:35:19	設置に関しましては、ある意味日数をかければ実施できるという観点で、それは短いにこしたことはないと思いつつ、やむを得ないといえはやむを得ないというふうに思います。
0:35:35	ただ、保守点検に関して言いますと、定期取りかえだけじゃなくて、実際に不高、
0:35:43	宇井の故障とかですね、復旧しなきゃいけないっていう時に、ある程度の頻度もありますし、緊急性もありますし、そのような対応をとるときに、
0:35:55	短期間でできるものと、日数がかかるもの、これを比べると、やはり短期間であるものが望ましい、そういうところを気にしてるところとそういう意味での、
0:36:05	資料でございますし発言でございます。以上です。
0:36:10	規制庁の岩間です。ありがとうございます。やはり
0:36:14	保守点検時の作業というところで、
0:36:17	重要視されて、最終的に選定されたということで承知をしました。
0:36:22	ありがとうございます
0:36:23	じゃ、次、最後の確認なんですけど、資料の1-1ページのところ、資料の1-1-1ページをお願いします。
0:36:34	審査会合資料の1-1-1ページですね、審査会合資料通って7月5日に提出さ、審査会合用の資料、
0:36:45	こちらのここに書いて、このページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:50	新燃料貯蔵庫エリアの煙感知器の設置方法なんですけど、今回天井面に煙感知器を設置するというふうに説明をされた、説明をされてるんですけど。
0:37:00	その設置の方法なんですけど、
0:37:04	例えば消防法施行規則であれば、何、
0:37:08	何、何平方メートルにつき一つ設置するっていうふうなことが、消防法施行規則で規定されてるんですけどそういったその、
0:37:16	何メートル何㎡を基に設置するかとかそういった観点でのその感知器の設置方法っていうところは、
0:37:23	どのように考えられているのか、説明してもらってもいいですか。
0:37:32	関西電力吉田でございます。新燃料貯蔵庫については、高さ以外については、消防法を施行規則に準じて、
0:37:42	必要な個数を設置する設計Aとしてございます。
0:37:50	はい。規制庁の今野です。
0:37:52	ちょっと具体的には
0:37:55	そうですね。その点、資料にしか、補足説明資料にしっかり記載をしてください。
0:38:03	当然針とか、
0:38:05	があれば、それも考慮された設置の方法になるっていうことでいいという理解でいいですよ。
0:38:11	はい。関西電力吉田でございます。梁も含めて、消防法施行規則に準じた設計ということで考えてございます。
0:38:24	ありがとうございます。それでは資料の方、修正の方、よろしくお願
0:38:28	本日課税の久我飯塚、お願いします。関西電力発電所でございますけども、先ほどの件ですけども一応通常の熱はなるき感知器、煙感知器、異種ですと、
0:38:41	天井高さ 20 メーター。
0:38:43	までが、75 平米に 1 個というふうに考えておりました、
0:38:48	その播磨考えた上で 75 平米単位で感知器を設置するという設計をしておりますので、ちょっと 1 点補足で申し訳ございません。以上です。はい。
0:39:00	規制庁の岩野承知しました。その点についても資料に反映の方よろしくお願いします。それでは本日こちらから確認したい事項は以上になります。監査、
0:39:10	まず、規制庁側から何かあれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:16	すいません少々お待ちください。
0:39:25	はい、すいません規制庁岩森さん渡しました。
0:39:29	これまでの確認内容について、まず規制庁側から何かあればお願いします。まず、鈴木さんから何か追加で何かあればお願いし、
0:39:41	聖書スペース他にはありません。以上です。はい。ありがとうございます。山下さんから何かあれば。
0:39:50	はい、山下です。特にございます。
0:39:53	はいすいません。
0:39:54	大塚さんから何かありますか。
0:39:58	はい、大塚です特にありません。はい。
0:40:01	仲野さんから何かあればお願いします。
0:40:04	はい、永見ですこちらからも特にありません。
0:40:08	でございます。関西電力の方から何かあればお願いします。
0:40:12	江藤そうですね原子力事業本部の方から何かありますか。
0:40:24	はい。関西電力原子力事業本部、嶋でございます。先ほどの最後に幹事の点もですね、コメントいただきましたが、そちらの方もですね資料 1-1 の
0:40:35	資料の方にですね、反映してわかるような形にさせていただきます。こちらから補足でございますが以上です。
0:40:43	すいません規制庁の岩野です。
0:40:45	すいません。審査会合の資料についてはちょっと時間もないので、反映することはちょっとできないと思っております、補足説明資料の方に今後つい、提出される補足説明資料の方に、
0:40:59	追加をして欲しいとお願いをしたつもりでした。ちょっと認識違いますか。
0:41:05	関西電力仕上げ食事業本部志村でございます。はい。こちらの方が逆にはい訂正いたします。今湯山様がおっしゃる通り、補足のほうに反映することで対応いたします。以上です。
0:41:17	はい。規制庁の今田です。それではよろしく申し上げます。
0:41:20	他になければ、本日のヒアリングを終わりたいと思います。
0:41:24	はい。特になさそうなので、これで終わり千葉末松セキさんから何かありますか。
0:41:32	トピック、
0:41:39	すいません規制庁の関です。一応今までご提出いただいた資料で、補足でつけていただいたのみ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	特に、ごめんなさい、何だっけ。
0:41:55	クレーンの横っちょにつけるところもこんな二つね一応わかりましたので、資料の方は一応、
0:42:03	わかりましたそれと、今日のヒアリングで大体状況もわかりましたのでそれ踏まえて審査会合の方で、話すことがあれば話し合っすので、
0:42:13	よろしくお願いします状況よくわかりましたんで次回のところできちんとお話ができるかと思っております。よろしくお願いします私から以上です。
0:42:26	配管サイディング承知しました。よろしくお願いいたします。
0:42:30	はい規制庁のようなやつ。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
0:42:36	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。